

## 令和6年度物価高騰対策給付金

## こども加算(児童等1人あたり5万円)のご案内

●令和6年度物価高騰対策給付金(こども加算)は、令和6年度新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯で児童等がいる世帯を支援する加算の給付金です。

●対象世帯は、令和6年6月3日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯で、支給要件に当てはまる方は以下の世帯です。

## 給付金の支給額

児童等1人あたり **5万円**

## 給付金の支給時期

嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

## 給付対象と申請の有無

## (1)給付対象となる世帯

令和6年度物価高騰対策給付金(10万円)の対象世帯  
令和6年度新たに【住民税非課税世帯】又は【住民税均等割のみ課税世帯】  
※令和5年度物価高騰対策給付金(こども加算)を受給した世帯は対象外

## (2)対象児童等

「(1)給付対象となる世帯」と令和6年6月3日において同一世帯となっている**18歳以下**(平成18年4月2日以降生まれ)の児童等

例外として認められる児童等(申請が必要です)

ア.令和6年6月4日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で、同様の給付金を受給した場合も対象外。

**【1】** 世帯の全員が令和6年1月1日時点で嘉手納町に住民登録がある

**【2】 【1】 以外の世帯**  
(例外として認められる児童を含む)

**返送が必要です**

8月に確認書を送付します。

確認書の返送期限

**令和6年10月31日(木)まで**

詳しくは裏面【1】へ

**申請が必要です****申請期間：令和6年10月31日(木)まで**

【申請書のある場所】

○嘉手納町役場福祉課

○嘉手納町ホームページ

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続

申請期限:令和6年10月31日(木)まで

## 【1】世帯の全員が、令和6年1月1日以前から嘉手納町にお住まいの場合

※令和6年6月3日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象です。

- 対象となる世帯には、**8月**に給付内容や確認事項が書かれた確認書が「令和6年度物価高騰対策給付金(10万円)」の確認書と合わせて届きます。  
「給付対象となる世帯」は、令和6年度物価高騰対策給付金(10万円)が該当している世帯のうち対象児童等がいる世帯となります。  
※すでに、嘉手納町又は他市町村でこども加算を受給した世帯は対象外となります。詳しくはオモテ面をご覧ください。
- 確認書の内容をご確認のうえ、嘉手納町に**返信してください**。

## 【2】【1】以外の世帯(例外として認められる児童を含む)

### I 令和6年度物価高騰対策給付金(10万円)が、あとから対象となった場合

- 令和6年度物価高騰対策給付金(10万円)を申請書にて申請し、かつオモテ面の「給付対象となる世帯」に該当する場合のみ申請してください。

### II 例外として認められる児童等(ア又はイ)に該当する者がいる場合

ア.令和6年6月4日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で同様の給付金を受給した場合も対象外。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に嘉手納町役場福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

TEL 098-956-1111(内線128)

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで(土、日、祝日除く)